

国土交通省中建審第2号
平成24年3月14日

(社) 全国建設業協会会長 殿

中央建設業審議会会長
石 原 邦 夫



「建設産業における社会保険加入の徹底について（提言）」について

建設産業においては、下請企業を中心に、雇用、医療、年金保険について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じています。

このため、関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進め、社会保険加入を徹底することにより、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組み、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境を構築することが必要であります。

こうした状況を踏まえ、このたび、別添のとおり、提言を取りまとめましたので、貴団体におかれましては、その趣旨を十分御理解いただくとともに、適切な取組について格段の御配慮を賜りますよう、お願いいたします。なお、会員企業への周知方お願いいたします。

建設産業における社会保険加入の徹底について（提言）

平成24年3月14日
中央建設業審議会

建設産業においては、下請企業を中心に、雇用、医療、年金保険について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じている。このため、関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進め、社会保険加入を徹底することにより、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組み、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境を構築する必要がある。

当審議会では、平成23年9月に社会資本整備審議会産業分科会建設部会と合同の基本問題小委員会を設置し、建設産業が活力を回復し、持続的に発展していくための審議を行い、平成24年1月に中間とりまとめが行われたところである。

今後は、行政・発注者・元請企業・下請企業・建設労働者等の関係者が一体となって、社会保険未加入は許さないとの固い決意をもって対策に取り組むことが不可欠である。このため、必要な推進体制を速やかに構築し、それぞれの立場からの取組を着実に進めるべきである。

国土交通省をはじめとする建設業担当部局においては、社会保険担当部局との連携を図りつつ、建設業許可・更新時や立入検査等における確認・指導、経営事項審査の厳格化、社会保険担当部局への通報等の必要な措置を講じる必要がある。また、建設企業・団体においても、下請企業に対する指導や重層下請構造の是正等の取組を講じる必要がある。

また、社会保険加入の前提となる法定福利費の原資を確保するため、専門工事業界を中心として見積時の法定福利費の明示を進めるとともに、法定福利費は発注者が負担する工事価格に含まれる経費であり、受注者が義務的に負担しなければならない経費であることを踏まえ、個別の請負契約の当事者間において見積時から適正に確保するよう徹底し、発注者から下請企業まで適正に支払われるよう関係者がそれぞれの立場から取組を行うべきである。

社会保険未加入問題への対策の概要

参考 1

※基本問題小委員会中間とりまとめの後、「社会保険未加入対策の具体化に関する検討会」において検討し、とりまとめたもの

課題

- 下請企業を中心に、特に年金、医療、雇用保険に未加入の企業が存在
- 技能労働者の処遇が低下し、若年入職者減少の一因
- 適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利

総合的対策の推進

1. 行政・元請・下請等の関係者が一体となった 保険加入の推進

- ①行政、建設業団体、関係団体による推進協議会の設置
(全国・地方ブロック(都道府県単位)で設置)
- ②各建設業団体による保険加入計画の策定・推進
- ③行政、関係団体、保険者等様々な主体による周知・啓発

2. 行政による制度的チェック・指導

- ①建設業許可・更新時の加入状況確認
・建設業許可・更新の申請時に保険加入状況を確認し、未加入企業を指導。
- ②建設業担当部局による監督
・建設業法に基づく立入検査等により、保険加入状況、元請企業の下請企業指導状況を確認・指導。指導・通報をしても、なお保険関係法令に違反する企業に対する監督処分。
- ③経営事項審査の厳格化
・経営事項審査における保険区分の明確化、減点幅の拡大。
- ④社会保険担当部局(厚生労働省)との連携
・社会保険担当部局への通報、社会保険担当部局からの働きかけ。

※平成29年度までの中間時点ですれまでの実施状況を検証・評価し、対策の必要な見直しを行った上で、計画的に推進する。

目指す姿

実施後5年を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。

- これにより、
- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を実現
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築

3. 建設企業の取組

- 元請企業による下請指導
・施工体制台帳、再下請通知書、作業員名簿等により、下請企業の保険加入状況を把握し、未加入企業を指導。
- 元請企業・下請企業による重層下請構造の是正に向けた取組
・元請企業、下請企業(特に1次下請企業)による重層下請の抑制に向けた啓発・指導。
- ・下請企業における適正な受注先企業の選定、未加入企業との請負契約締結の抑止。
- 建設企業(特に下請企業)における取組
・雇用関係にある社員と請負関係にある者の明確化・雇用化の促進。
- ・雇用関係にある者の保険加入徹底。
- ・業界における見積時の法定福利費の明示等。

4. 法定福利費の確保

- ①発注者への要請・周知、元請企業への指導
- ②業界における見積時の法定福利費の明示
- ③ダンピング対策
- ④重層下請構造の是正

5. その他

- ①就労履歴管理システムの普及・活用
- ②社会保険適用促進に向けた研究

- ◆国土交通省では建設業の社会保険の加入徹底に向けた対策を検討しており、関係業界団体・労働者団体等で構成する検討会において、法定福利費については、「発注者が負担する工事価格に含まれる経費であることを周知徹底するとともに、個別の請負契約の当事者間において見積等から適正に考慮するよう徹底する」こととされた（平成24年2月「社会保険未加入対策の具体化に関する検討会」取りまとめ）。
- ◆国土交通省直轄土木工事における現在の積算では、実態調査による法定福利費の支払額に基づき現場管理費の一部として計上されているが、本来事業者が負担すべき法定福利費（事業主負担分）の額について、予定価格に適切に反映できるように現場管理費率式の見直しを実施。（国土交通省土木工事標準積算基準書）

見直しの結果

	現場管理費に占める法定福利費の割合		予定価格への影響
	見直し前	見直し後	
21工事区分平均	18.75%	22.07%	0.80%

※予定価格への影響は、各工種区分毎の平均工事価格（直接工事費）で算出。

- ◆見直し後の現場管理費率の適用は、平成24年4月1日以降入札する工事から適用する。